

○金谷委員長 開会いたします。

全員出席でございますので、ただいまから会議を開きます。

1、令和2年第5回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明をいただきます。

市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管にかかわる事項につきまして御説明いたします。

補正予算書の4ページをごらんください。一番下の行となりますが、4款1項4目火葬場費、旭川聖苑改修費についてでございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、旭川聖苑の和式トイレを、水の飛散が少ないなど、より感染リスクの低減が見込まれる洋式へ改修しようとするものでございます。財源につきましては、312万4千円を全額一般財源で措置してございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、福祉保険部所管につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費の生活館施設整備費につきましては、感染症対策強化のため換気設備を改修するもので、その経費として83万1千円を補正しようとするものであり、財源は、全額が一般財源となっております。

次に、3目老人福祉費の高齢者活動促進支援費につきましては、緊急事態宣言解除後も高齢者の外出控えが続いており、過度な活動自粛による運動機能の低下などの悪影響が懸念されることから、外出を促すため、寿パスカードの利用者自己負担分を無償化するもので、その経費として8千196万8千円を補正しようとするものであり、財源は、全額が一般財源となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、私立一時預かり事業費でございます。新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、一時預かりを行う認定こども園のうち、幼保連携型及び保育所型の施設で購入する衛生用品や感染防止のための備品の購入経費のほか、施設の職員が、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助するため3千400万円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が1千700万円、道支出金が1千700万円です。

続きまして、同じく3款2項1目の保育所等従事者慰労金支給費です。第3回定例会におきまして、保育所や放課後児童クラブ等の従事者に対する慰労金について補正しておりますが、今回、支給対象を児童の養護を継続して行っている児童養護施設等の施設や、児童自立生活援助事業等に従

事する職員に拡大するため、645万円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。これまでも補正をお願いしてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策に関する医療体制の整備費用の継続分を追加で補正しようとするものです。

まず、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の感染症予防対策費についてでございます。全国的に見ても人の往来が活発化し、感染者の増加も見られる状況にあつて、本市においても、10月だけで昨日までに13名の感染者が新たに確認されており、今後、秋冬の発熱者が増加する時期を控え、市内での感染拡大が懸念されるところであります。このため、継続した医療体制の確保が必要なことから、患者移送体制の整備、PCR検査の医療機関への委託費として1億2千349万円を計上いたしております。

次に、同じ予防費の下段にあります発熱外来体制構築費についてでございます。この事業は、先日の第3回定例会において追加提案し、補正をお願いしたもので、今後、インフルエンザ流行期を迎えるに当たり、旭川市医師会とも連携を図りながら、1次医療機関による発熱者の診療体制を構築したところでありますが、旭川市医師会や市内医療機関などと最終調整を進める中で、協力医療機関の数の増減や区分の変更などが見込まれますことから、安定的に対応できるよう、その協力支援金として3千300万円を追加しようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長 ここで、委員の皆様から発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 特になければ、次に進みます。

2、報告事項について、まず、令和2年第5回臨時会提出議案にかかわる事項について、理事者から報告をいただきます。

福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 報告第1号、専決処分の報告につきまして、こちらは総務常任委員会の所管でございますが、そのうちの整理番号2番につきまして、福祉保険部にかかわりがありますので、御説明申し上げます。

本件は、本年7月30日、福祉保険部職員の運転する庁用の軽自動車が、市内末広1条14丁目の駐車場で、左前方から後退してきた相手方車両に接触し、双方の車両を破損したもので、市の過失割合を30%、損害賠償の額を2万8千241円と定め、10月13日に専決処分をさせていただいたものでございます。

交通事故の防止につきましては、日ごろから職員に対し注意を喚起しているところでございますが、先週金曜日にも、福祉保険部職員が運転する庁用の軽自動車相手方車両に接触し、双方の車両を破損した事故が発生したところでございまして、この場をおかりしましておわび申し上げます。今後におきましては、部内におきまして、職員の積極的な交通安全研修の受講や、職場内における交通安全意識の徹底を図りまして、より一層事故防止に努めてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 ここで、委員の皆様からの御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 特になければ、ここまでの議題にかかわり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、提出議案以外の事項について、理事者から報告をいただきます。

保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価（案）に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告をさせていただきます。資料につきましては、ホチキスどめとなっておりますが、一番上から2枚が意見募集の依頼文書となっております、次が、今回の中間評価による見直し案の概要版として4枚、その次が、見直し後の計画案本体となっております。

計画の本体のほうで御説明いたしますので、まず1ページ、2ページをごらんください。この中間評価の趣旨でございますが、国保のデータヘルス計画は、国民健康保険の被保険者の方の健康寿命の延伸と医療費、介護費の伸びの抑制を目的としており、計画期間は、平成29年度から令和5年度までの7年間としているため、今年度はその中間年となることから、これまでの取り組みの進捗と、改めて本市の健康課題を分析し、令和5年度の各目標の達成に向けて計画を見直すものでございます。

これまでの3年間の取り組み結果につきましては、計画本体の41ページと42ページに目標の指標ごとに記載をしておりますが、計画開始時の数値と令和元年度の実績値を見たとき、改善傾向にある項目もございますが、例えば、一番上の糖尿病性腎症の新規患者数では、患者数が増加傾向にあること、また、上から5番目の特定健診の受診率では、受診率は上昇しておりますが、目標の半分にとどまっていること、下から3番目と2番目の糖尿病の治療中の者や、高血圧の治療中の者では、治療中でありながら症状のコントロール不良者の増加が見られることなどから、計画の前半部分には記載しておりますが、特定健診のデータや医療費などを分析し、その分析結果を、ページが戻りますが、38ページにまとめております。そうしたことを踏まえまして、次の39ページになりますが、当初の計画では、左側の5つを健康課題として設定していましたが、今後の3年間でより効果的かつ効率的に取り組むを進めるため、健診から死亡までの健康状態ごとに課題を整理し、その次の40ページに取り組みの目標を定め、またページが飛びますが、43ページから45ページに、具体的な保健事業として10項目の事業を推進していくこととしております。

また、お配りしております概要版につきましては、特に、計画の柱となる見直し後の健康課題につきまして、関連するデータや今後の取り組みの方向性を記載しているものでございます。

今後の進め方ですが、配付しました資料の1枚目にありますとおり、現在、11月13日まで意見提出手続を実施中であり、今後、附属機関の御意見も伺いながら、今年度中の策定を予定しております。

説明は以上でございます。

続きまして、敬老会事業の見直しにつきまして、御報告をさせていただきます。

1枚物の配付資料をごらんください。敬老会事業につきましては、令和3年度からの見直しに向

け、これまで実施団体の皆様との協議を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、見直し時期を令和4年度からとさせていただくことといたしました。

見直しの内容につきましては、資料の2にありますとおり、77歳の方に5千円の長寿祝金を贈呈させていただくとともに、祝賀行事について、現在は77歳以上の対象者1人当たり1千円の負担金を交付していたものを、祝賀会を開催する地区に祝賀会の参加者1人当たり2千円の補助金を交付することとし、ことし4月に、実施団体に対し見直し案への意見照会を実施いたしました。

意見照会の結果につきましては、資料の3にありますとおり、実施団体の半数以上から賛成をいただいております。見直し案の内容を基本に、令和3年度からの実施に向けて準備を進めてまいりましたが、資料の4にありますとおり、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、高齢者施設以外では祝賀会を開催した地区が1地区のみであり、ほとんどの地区が記念品の配付に変更している状況でございます。現行では、祝賀会の開催及び記念品の配付、いずれの場合も対象者1人当たり1千円の負担金を交付しておりますが、見直し案では、記念品配付における実施団体の負担軽減のため、記念品は補助の対象外としており、資料の5にありますとおり、来年度も祝賀会が開催できない状況が続いておりますと、市から実施団体に対する財政的な支援が全くないこととなり、実施団体の事業運営に支障が生じることが想定されます。そのため、見直し案の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況が一定程度落ちつき、祝賀行事が開催できるような環境となっていることが必要であると考えております。

実施団体における来年度の事業計画等の検討時期を踏まえ、市としましては11月ごろまでに来年度の事業内容を決定する必要がありますが、現時点では、今後の新型コロナウイルスの感染状況が見通せないことから、まずは事態の推移を見きわめることとし、令和3年度の敬老会事業はこれまでどおりの内容で実施すること、見直しは令和4年度に見送ることについて、10月12日付で各実施団体に通知したところでございます。令和4年度の見直しに向けましては、感染状況や社会情勢等を踏まえ、令和3年6月ごろには4年度の事業の実施の方向性について判断をし、実施団体や関係団体との協議を経て、来年の11月ごろまでには事業内容を決定してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 新しい生活様式取組支援事業の申請受付期間の延長について、御報告を申し上げます。

お手元の資料をごらんください。本事業は、新型コロナウイルス対策が長期化する中、公衆衛生の見地から、市民の日常生活に密接にかかわる生活衛生関係の営業店舗等に対し、取組宣言ステッカーの交付や支援金の寄附による支援を行い、その取り組み状況を広く周知することで、店舗における感染リスクの低減や安心して店舗を利用できる環境づくりなど、新しい生活様式の実践定着を図るものであります。

事業を開始した本年8月3日から9月末までの間で、880事業者から1千112店舗分の申請があったところでありますが、周知啓発には努めたものの、事業者への浸透が十分でなかったことなどから、1日当たりの申請件数が当初の想定を下回る状況となり、全体で2割程度の申請率となっております。こうした中、国内では、経済の早期回復のため、ゴー・トゥー・トラベル・キャ

ンペーンやイベント人数の制限の緩和などが進められており、現時点でワクチンも特効薬もなく、今後、人の往来や人と人との接触機会の増加に伴い、市中感染やクラスター発生のリスクが高まることも懸念されますことから、引き続き、新型コロナウイルスの感染予防に対する意識をより高めていく必要があると考えております。このため、本事業の申請受け付け期間を11月30日まで2カ月間延長するとともに、一部、申請手続の簡素化や、スーパーやコンビニなどの民間事業者の協力も得ながら、事業周知の強化を図るなど申請率の向上に努めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。

続きまして、（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）及び（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）に対する意見提出手続の実施について御報告をいたします。平成24年に開設した動物愛護センターあにまあるの基本理念である、市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現に向けた取り組みをさらに推し進めていくことを目的に、現在、（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の制定を進めております。

内容といたしましては、動物の愛護及び管理に関する市及び市民の責務や、飼い主がペットを飼養する上で遵守すべき事項、犬及び猫の多頭飼育に関する届け出、その他、災害時の対応など、動物の愛護及び管理に関する業務について必要な事項を定めるものであります。また、動物愛護に関する基金を設置し、寄附金の受け皿にするとともに、基金を活用した動物の愛護及び管理に関する施策の充実を図ることを目的とした（仮称）旭川市動物愛護基金条例の制定についてもあわせて進めております。

基金及び条例の設置に向けては、これまで獣医師会、動物愛護団体などの有識者や公募参加者などで構成する懇話会において、多角的な視点から議論を重ね、あわせて市政モニター調査を通じて市民からいただいた意見を反映させた素案について、意見提出手続を行うものであります。

意見提出手続は、令和2年10月15日から11月16日までに実施し、いただいた御意見を踏まえて、令和3年第1回定例会への提出を考えております。

以上、御報告申し上げます。

○金谷委員長 環境部長。

○富岡環境部長 缶・びん等資源物中間処理施設整備の今後の方向性について、御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。本事業につきましては、DBO方式での事業実施に向けて、昨年12月に実施方針及び要求水準書（案）を公表いたしました。本年7月の本常任委員会で御報告させていただきましたとおり、想定以上のコストの上昇や競争性低下を理由に、7月1日付でこれらを取り下げ、事業内容等の見直しを行ってまいりました。

具体的には、施設規模や機能の合理化などの見積もり条件の見直しを行った上で、再度、プラントメーカーから見積もりを徴取して、その内容を精査するとともに、工事担当部局の協力を得ながら、公設公営の事業費を積算し、経済性の比較、評価を行うなど、検討を進めてきたところでございます。その結果、DBO方式で期待された経済的な優位性は確認できなかったところであり、本事業につきましては、当初予定していたDBO方式の採用を取りやめることといたしました。このため、基本構想で整理した事業内容や事業手法の見直しが必要となりますが、取り下げた実施方針にかわる基本計画の中で修正を図り、次年度以降の作業に進んでまいりたいと考えております。

また、本施設の整備につきましては、市の担当部局で設計から建設までを行う従来方式を採用することとし、運営維持管理につきましては、設計が一定程度できた段階で、より効率的、経済的な運営方法等を引き続き検討することといたします。なお、整備に係る発注方法につきましては、競争性が確保されやすい方法で実施する考えでございます。

最後に、スケジュールでございますが、今年度中に基本計画を策定した上で、これに従って令和3年度から4年度に設計、令和5年度当初から工事に着手し、令和6年度中の供用開始を目指し、取り組みを進めてまいります。

以上、御報告いたします。

○金谷委員長 ここで、委員の皆さんから御発言はございませんか。

小松委員。

○小松委員 缶・びん等の中間処理施設について何点か、確認だけさせていただきたいと思います。

いただいた資料の3、事業手法の比較結果というところの数字について確認をいたします。この表の中段にある基本構想段階における施設整備費32億1千万円、そして、その隣に要求水準書（案）をつくって公表した段階の施設整備費が34億8千万円、2億円を超す差がありますが、これはいわば、基本構想段階では用地が決まっておりました。要求水準書（案）のときには、東旭川の今ある施設を解体して、そこに建設するということが決まっておりましたので、その解体するときの一つの事業内容として、地下に工作物があって、これの解体撤去費が具体的に一定の額をもって見込まれる。それがこの32億1千万円と34億8千万円の差額の主要な理由というふうに理解してよろしいですか。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 今、委員の御質疑にあったとおり、この34億8千万円の中には、地下埋設物の撤去費用も含まれてございます。またそのほかに、建設費の上昇もその一要素となっております。

○小松委員 わかりました。

いわばこの34.8億円というのは、これまでさまざまな形で述べられてきた概算事業費という性格になろうというふうに思うんですね。要求水準書（案）を公表して再見積もりをとったら、かなり開きがありましたよということで、事業手法の見直しを含めてということをおっしゃる方は決断された。

そこで、今度はその右側です。条件の見直しをして概算事業費を計算しましたよと。それが32.5億円ということだと思います。この32.5億円というのは、プラントメーカーなどから条件を見直した内容で見積もりをお願いした、それで提供された額の平均なんだろうと思うんですが、その額ということよろしいですか。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 32.5億円につきましては、見積もり条件の見直しをした上でプラントメーカーに見積もりをいただき、環境部で精査したものでございます。

○小松委員 この条件見直しで、何をどういうふうに見直したかというのは、上の2、見積条件の見直し内容というところに記載されております。一つは、延べ床面積を4千平米から3千200平米に縮小しましたよと。小会議室等についても規模を圧縮しましたよと。その下に、缶、乾電池、蛍光灯等は別途実施というふうになって、これは選別のことを意味するのでしょうか。この別途実施というのは、中身と、この後はやるんだけど、とりあえず今の事業費には入れないでいくとい

う意味なのか、そこだけちょっと伺います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 ガス缶、スプレー缶、乾電池、蛍光管等につきましては、現時点におきまして最終処分場で集積してございます。基本構想の段階では、それらについても検討するというふうに整理しておりましたが、今回、事業費の圧縮のため施設規模等を縮小したことから、現状どおり最終処分場でそのまま継続して集積等をするということで整理したところでございます。

○小松委員 こういう条件を見直しして、概算事業費の見積もりをとったら、平均で32.5億円になったよと。これは何者ぐらいの平均になりますか。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 見積もりを依頼して回答をいただいたのは4者でございます。

○小松委員 行政側が概算事業費を出したら、同じ条件でやったら25.8億円、差額がたしか6億7千万円安いんだということをもって、従来方式でやるというのが今の報告の内容ということで理解させていただきます。

そこで、今後の方針について2点ぐらい。従来方式により整備すると。設計、建設は公が行う、これが従来方式です。その後に、競争性が確保されやすい発注方法をこれから定めていくということが記載されております。これから定めるので、幾つかの方法があることが前提になっていると思うんです。一般的には公募して競争入札をするということなんだろうと思うんですね、従来方式の一般的な形は。しかし、入札するときに、ちょっと私も知識が乏しいんだけど、施設によってはプロポーザルという提案型を用いたり、そういう幾つかの方法を想定していると思うんですが、主に、例えばこういう形があったり、こういう形があったりということをちょっと一般論で紹介していただければと思います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 施設の整備におきましては、今、委員のお話のとおり一般競争入札が一般的でございますが、施設の内容につきましては、プロポーザル型をとったりすることもございますので、それも含めて今後、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○小松委員 その次なんですが、今後の方針の3点目の運営・維持管理については、施設設計が一定程度できた段階で運営方法を検討するというふうになっています。これは、いわゆる一体型で皆さん方は考えてこられたんだよね。DBO方式で、建設後20年間は同じく民間に委ねるんだと。これが今切り離されているわけです。建物については従来方式でやっていきますよということが、今回、報告された内容です。維持管理については、この後、効率的、経済的な運営方法等を検討するというふうになっておりまして、これも一般論でいいんだけど、例えばこういう方式があったり、こういう方式があったりというのをちょっと御紹介いただければと思います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 運営・維持管理につきましては、現在も近文リサイクルプラザで実施しておりますとおり、直営による運営方法、あるいはその一部につきましては、業務委託する方法があると考えてございます。

○小松委員 直接雇用した人でやるのか、全て、あるいはその一部を外部委託するのか、この辺がありますよということです。

最後、スケジュールについてです。結果として、もともと構想等で描いていた供用開始、これに

変更があるのか、変更がないのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○上村環境部廃棄物政策課施設整備担当課長 実施方針、要求水準書（案）で示していたものにつきましては、令和5年度の供用開始を予定しておりましたが、1年おくれて、令和6年度の供用開始となっております。

○小松委員 以上で終わります。

○金谷委員長 他に御発言はございませんか。

室井委員。

○室井委員 2、3点ちょっと保健所に確認をさせてください。

新しい生活様式取組支援事業について説明がありました。広く周知をしているということのようではけれども、19.1%というのは余りにもふがいないなと。僕は大変期待をされていて、さきの質疑の中でも頑張っしてほしいということは言わせていただいたんですが、この9月末現在の数字を見ると、非常に残念だなという気がしてなりません。特に、一番厳しいと思われる飲食店、喫茶店、特に飲食店関係だと思いますが、3千237店舗の対象店舗がある中で442店舗、わずか13.7%、これは分母が大きいわけですから、ここに対する取り組みなんかも強力にしていけば、少しは数字が上がるのかなというふうに思うんです。

ただ、数字が上がればいいというものでもないと思うんですよ。要するに、保健所として何をやってきたか。いわゆる中小零細事業所、特に、お客様と接する機会が多い、この事業所に対する手当を、単にこういう制度をつくってこういうことをやりますよと、今まで従来の媒体物でやっていたんではないかなというふうに思うんですが、今までの対象店舗に対するアプローチはどのようにしてきたのか、お聞かせください。

○上林保健所次長 今、室井委員から御指摘のあったとおり、申請の状況が低迷しているわけではけれども、今までの保健所での店舗への周知の方法についてですが、この制度が始まります前の7月21日、また7月30日に新聞に取り上げていただいております。制度が始まりましてからは、市内のフリーペーパー、それから大型のスーパー、店舗などにも周知の協力をお願いして掲示をしていただいております。それから9月4日には、NHKのニュースにも取り上げていただいております。また、広報誌を使ってお知らせしたり、あとは商店街のほうのプレミアム付商品券の店舗募集の要綱などの中にも、こういった取り組みがありますよということで周知する用紙をお配りしたりして、できるだけ多くの店舗の皆さんにこの制度が周知されるように努めてきたところではございます。

○室井委員 今、お聞きのように、ほぼ、従来の市のイベント等の案内ということだと思います。それを今回は若干、NHKさんだとか、プレミアム付商品券の店舗募集に合わせて出しているということはわからないわけではないですが、その結果をもって、残念ながらこの数字ということなんです。申請受け付け期間を2カ月延ばすと言うけれども、皮算用としてはどこまで申請率を引き上げられるというおつもりなのか、この2カ月間で、新たに何を取組まれようとしているのか、これもお聞かせいただけますか。

○上林保健所次長 今回、民生常任委員会に御報告させていただいた9月末時点では、19.1%という申請率になっておりますが、10月20日、最新の状況では、5千808店に対して1千739件の申請がありまして、現在29.9%まで申請をいただいている状況になってきております。

あと残りの1カ月間でどれだけ申請率を上げられるかというところ、また、申請率だけじゃなくて、しっかりとした取り組みを定着させていくということを意識して、より積極的に啓発の強化、また、今回少し手続を簡素化させていただいたりしておりますので、今まで、実際には取り組みをされているんですけれども、申請に前向きになっていただけなかった事業者さんなんかにもお声がけをさせていただこうと考えております。

○室井委員 29.9%、約3割まで上がってきたということではありますが、この1カ月でそう多くは望めないなと。やっぱり、大きな分母のところをたたくという姿勢だと思います。対象店舗に直接、いわゆる保健所からアクションを起こしたというのはないわけですから、何かに依存して知ってもらっているという形でしょ。それこそ、自分のところが該当店舗になっているかどうかもわからない。飲食店なんか特にそうだと思います。できたら、そういうところに直接文書を郵送して、簡易な手続になったので、ぜひ御連絡いただきたい、そうすると3万円という補助もさせていただきますと。そのことによってお客さんが安心するわけですから。だから、そのプラスになるようなことを誘引するような取り組みというか、業者も、じゃ、やってみようかと、直接動くということが僕は大事だと思うので、ぜひ部長、お願いします。

○川邊保健所地域保健担当部長 今、室井委員から御指摘をいただきました。申請率が低迷しているという要因の中には、さまざまな理由がありますが、特に小規模な飲食店の場合、ラーメン屋さんですとか、焼き鳥屋さんですとか、非常に店舗そのものが密な状況になっていて、経営の効率などを考えると、といったような事情もあるというふうに聞いております。また、金額的な部分と、対策に関する経費がかかるといったような部分で、なかなかインセンティブとして弱いのではないかなというようにも聞いているところではありますけれども、一方で、先ほど、補正予算の提案のときも申しましたけれども、感染状況というのは徐々に、札幌を中心に道内ですとかかなり感染者が拡大しているといったような状況にもございますので、今、こういったような市民ができる取り組みとして、やっぱり個人としては、一人一人が感染予防策ということと、我々行政としても感染を防ぐという部分のほかに、こういった感染が拡大しないような安心な場を提供するといったような部分があると思います。この部分について、残り1カ月ぐらいの期間がございましたけれども、今、室井委員が言われたような部分も踏まえて、できる限り申請率が上がってくるように残り期間で努力してまいりたいと考えております。

○金谷委員長 それでは、他に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 特になければ、以上で民生常任委員会を散会といたします。

散会 午前10時44分